

10 口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事務組合の申告書について

口座振替を利用している事務組合への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

様式第6号（第9条、第9条、第9条関係）（甲）（1）
●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

年 月 日

あて先 〒

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類

① 都道府県 所管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号
労働保険番号 X X 3 0 1 X X X X X X - 0 0 0

② 増加年月日（元号・令和は9） ③ 事業廃止年月日（元号・令和は9） ※事業廃止等理由

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

取扱い名 取扱い番号

30840

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 07 年度

◎第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

※CD ※証券受領

※会計年度（元号・令和は9） ※徴定年度（元号・令和は9） ※収納年月日（元号・令和は9）

※収納区分 ※収納機関 ※認決区分 ※徴定 ※データ指示コード ※内証券受領

納付の目的

1. 令和 年度 概算 期 (全期又は1期)

2. 令和 年度 確定

(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
東京都
〇〇区〇〇〇
〇丁目〇番地〇〇
(氏名) 〇〇組合

殿

収納機関番号 納付番号 確認番号

内 労働保険料 一般拠出金

納付額 (合計額)

あて先 〒

上記の合計額を領収しました。
領収日付等

****【口座振替のお知らせ】****
口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。
7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。
全期・第1期口座振替日は、9月6日です。
※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

[口座振替に関するQA]

Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いします。